

●家畜共済損害認定準則

昭和32年12月25日
農林省告示第1067号

改正 昭和39年5月8日農林省告示第484号、42年3月15日第405号、47年3月16日第368号、48年2月19日第206号、52年3月28日第313号、61年2月21日農林水産省告示第256号、平成5年3月9日第219号・10月21日第1230号、12年3月31日第490号、15年12月9日第1986号、20年10月16日第1502号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第98条の2（同法第132条において準用する場合を含む。）の規定に基き、同法第12条第2項の組合等又は農業共済組合連合会が行う家畜共済により支払うべき共済金又は保険金に係る損害の額の認定に関する準則を次のように定め、昭和33年1月1日から施行する。

家畜共済損害認定準則

第1 組合等（農業災害補償法（以下「法」という。）第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）は、組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。）から法第98条第2項の通知を受けたときは、遅滞なく、損害を受けた家畜又は牛の胎児が当該組合等の家畜共済に付されていること、その損害が家畜共済に係る共済事故によつて生じたものであること及びその共済事故が農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）第29条の5第1号に掲げる共済事故（以下「特定事故」という。）であるかどうかを現地において確認しなければならない。

なお、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島新興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）をいう。以下同じ。）が含まれる場合において、離島における確認を実施することが困難なときは、当該確認は、あらかじめ、特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつては当該組合等が所属する農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の同意を、特定組合にあつては農林水産大臣の同意を得て、損害評価員（損害の防止又は認定等の業務に従事させるため、当該組合等が任命した者をいう。以下同じ。）により行うことができるものとし、当該確認を損害評価員により行つた場合には、当該組合等は、獣医師の診断書又は検案書によつて損害を受けた家畜が当該組合等の家畜共済に付されていること及びその損害が家畜共済に係る共済事故によつて生じたものであること及びその共済事故が特定事故である

かどうかを確認するものとする。

第2 組合等は、第1の確認をした後、当該家畜又は牛の胎児について、死亡及び廃用を共済事故とする場合にあつては第1号、第4号及び第5号に掲げる事項を、疾病及び傷害を共済事故とする場合にあつては第2号から第5号までに掲げる事項をそれぞれ調査し、第1号の肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額を認定しなければならない。

なお、組合等の区域に離島が含まれる場合において、離島における第1の確認を実施することが困難な場合は、当該調査及び認定は、あらかじめ、特定組合以外の組合等にあつては当該組合等が所属する連合会の同意を、特定組合にあつては農林水産大臣の同意を得て、損害評価員により行うことができるものとし、当該調査及び認定を損害評価員により行つた場合には、当該組合等は、獣医師の診断書又は検案書等によつて当該調査及び認定の事実を確認するものとする。

- (1) 肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額
- (2) 組合員等が診療その他の行為によつて負担すべき費用（初診料を除く。）の内容に応じて共済事故ごとに計算される規則第33条第1項の総点数
- (3) 規則第33条第2項の組合員等が負担した費用の額
- (4) 手当金、補償金等の有無及びその額
- (5) 免責事由の有無

第3 第2第1号の肉皮等残存物の価額及び廃用家畜の価額の認定は、肉皮等残存物についてはその売渡価額、廃用家畜については当該組合等の最寄りの家畜市場における取引価額（当該組合等の存する地域に家畜市場がないときは、当該地域における一般の取引価額）を基準として行わなければならない。

ただし、種雄牛以外の牛の肉皮等残存物又は廃用家畜が食肉として利用される場合にあつては、これらの価額が、当該地域の家畜に係る枝肉の卸売取引が行われていると認められる施設において前年に取引された最低規格（規則第16条第1項第5号の規定により廃用と認定された乳牛の雌並びに同項第3号の規定により廃用と認定された乳牛の雌及び種雄牛以外の牛については最低規格より1等級上に格付される規格。以下同じ。）の枝肉の1キログラム当たり価額の平均価額に、肉皮等残存物についてはその枝肉重量を、廃用家畜についてはその体重の2分の1を、それぞれ乗じて得た金額から、肉皮等残存物又は廃用家畜を枝肉に処理するために必要な費用に相当する額を差し引いた額を下回る場合は、当該金額を基準とする。なお、当該地域の家畜に係る枝肉の卸売取引が行われていると認められる施設において前年に取引された最低規格の枝肉の1キログラム当たり価額の平均価額を算定し難い場合にあつては、当該組合等の存する地域又は近隣地域において家畜に係る枝肉の卸売取引が行われている他の施設における前年に取引された最低規格の枝肉の1キログラム当たり価額の平均価額を用いるものとする。さらに、当該組合等の存する地域又は近隣地域において家畜に係る枝肉の卸売取引が行われている他の施設における前年に取引された最低規格の枝肉の1キログラム当たり価額の平均価額を算定し難い場合にあつては、すべての食肉中央卸売市場において前年に取引

された最低規格の枝肉の1キログラム当たり価額の平均価額を用いるものとする。

第4 第2第4号の手当金、補償金等の調査は、当該共済事故による損害をてん補することを主たる目的として支払われるすべてのものについて行うものとする。

第5 第2第2号の総点数は、当該疾病又は傷害に対して通常必要とされる診療その他の行為を基準として算定しなければならない。

第6 連合会は、通知（法第132条第1項において準用する法第98条第2項の通知をいう。以下同じ。）を受けた場合において、その損害が廃用を共済事故として生じたものであるときは、組合等（特定組合を除く。以下同じ。）が行う第1の確認に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由があつて立ち会うことができなかつた場合又は組合員たる組合等であつてその区域に離島が含まれるものが当該離島における第1の確認を損害評価員により行つた場合には、獣医師の診断書によつて損害を受けた家畜が組合等の家畜共済に付されていること、その損害が家畜共済に係る共済事故によつて生じたものであること及び共済事故が特定事故であるかどうかを確認するものとする。

② 連合会は、通知（肉豚に係るものを除く。）を受けた場合において、その損害が死亡を共済事故として生じたものであるときは、獣医師の診断書又は検案書によつて損害を受けた家畜又は牛の胎児が組合等の家畜共済に付されていること、その損害が家畜共済に係る共済事故によつて生じたものであること及びその共済事故が特定事故であるかどうかを確認しなければならない。ただし、その損害を受けた家畜又は牛の胎児について規則第29条の5の規定により同条第1号又は第2号に掲げるものを共済事故としない場合及び組合等が行う第1の確認が困難な場合その他必要があると認めるときは、前項の規定の例により確認するものとする。

③ 連合会は、肉豚に係る通知を受けた場合においてその肉豚について規則第47条の17の規定により死亡の一部を共済事故としない場合、組合等が行う第1の確認が困難な場合及びその他、必要があると認めるときは、組合等が行う第1の確認に立ち会うものとする。

第7 連合会は、通知を受けたときは、第2各号に掲げる事項について調査し、同第1号の肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額を認定しなければならない。

② 第3から第5までの規定は、連合会が前項の規定により行う調査又は認定について準用する。

【改正】前文…一部改正（昭和39年農林告484号）、第1…一部改正（昭和39年農林告484号）、第2・第4・第5・第7…一部改正・第3…全部改正（昭和42年農林告405号）、第2…一部改正（昭和47年農林告368号）、第6…一部改正（昭和48年農林告206号）、

第6…全部改正・第7…一部改正（昭和52年農林告313号）、第1・第2・第6…一部改正（昭和61年農水告256号）、第3…一部改正（平成5年農水告219号）、第1…一部改正（平成5年農水告1230号）、第1・第2・第6…一部改正（平成12年農水告490号）、題名…追加・第1～第3・第6・第7…一部改正（平成15年農水告1986号）、第3…一部改正（平成20年農水告1502号）

前 文（昭和42年3月15日農林省告示第405号抄）

昭和42年4月1日から施行する。なお、死廃病傷共済又は生産共済に係る損害の額の認定については、従前の例による。

前 文（昭和47年3月16日農林省告示第368号抄）

昭和47年4月1日から施行する。なお、昭和47年4月1日前に開始した共済掛金期間に係る家畜共済に係る損害の額の認定については、従前の例による。

前 文（昭和48年2月19日農林省告示第206号抄）

昭和48年4月1日から施行する。

前 文（昭和52年3月28日農林省告示第313号抄）

昭和52年4月1日から施行する。

前 文（昭和61年2月21日農林水産省告示第256号抄）

昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月9日農林水産省告示第219号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年4月1日前に開始した共済掛金期間に係る家畜共済に係る損害の額の認定については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日農林水産省告示第490号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年4月1日前に開始した共済掛金期間に係る家畜共済に係る損害の額の認定については、なお、従前の例による。

前 文（平成15年12月1日農林水産省告示第1986号抄）

平成16年4月1日から施行する。

前 文（平成20年10月16日農林水産省告示第1502号抄）

公布の日以後に行う肉皮等残存物の価額及び廃用家畜の価額の認定から適用する。